

# 区画整理だより

一宮大木土地区画整理組合発行  
平成16年11月12日 第1号

## 一宮大木土地区画整理組合発足！

晩秋の候、皆様方におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は、一宮大木土地区画整理事業にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、平成16年10月23日に一宮大木土地区画整理組合第1回（設立）総会を開催しましたところ、委任状を含む419名の方のご出席を頂き、報告事項、議案審議等予定の議事を滞りなく終了することができました。組合員の皆様のご協力に厚く御礼申し上げます。

また、総会で選任されました理事、監事の役員は11月1日に当選が確定し、今月2日の第1回理事会で理事長・副理事長の互選及び各係の分担が以下のとおり決定されました。

役員一同精進してまいりますので、区画整理事業により一層のご協力をお願いいたします。

### 組合役員紹介

役職・係	氏名	地区	役職・係	氏名	地区
理事長	田中 将雄	調整	換地係	渡辺 正一	6部6班
副理事長	黒田 三郎	5部		花園 保夫	一宮
//	佐藤 享	6部4班	設計工事係	朝倉 俊治	5部
//	佐宗 邦紘	6部3班		森 誠次	6部4班
庶務・会計係	清水 健市	5部		伊與田 晋也	6部5班
換地係	今泉 定男	6部1班	移転補償係	村田 正夫	6部2班
	惣名 啓之	6部3班		河合 成治	6部4班
	谷口 義一	6部4班		宇都宮 一利	6部5班
	岩瀬 生雄	6部5班	理事17名		

監事	大谷 一雄	一宮
	本田 吉広	6部2班
	三浦 安則	6部5班
監事3名		

#### 【組合事務所】

〒441-1292 一宮町一宮豊1番地  
一宮町役場都市計画課内（2F）

TEL0533-93-3116 FAX0533-93-0162

## 理事長あいさつ

この度、第1回理事会におきまして理事の互選により、理事長という大役をお受けすることになりました。微力ではございますが、精一杯の努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、土地区画整理事業は、10年という長い年月をかけ行う大事業であり、その中でも、「区画整理は換地に始まり換地に終わる」と言われ、まずは「始まり」である仮換地指定が最初に取り掛かる事業になります。これは、皆様方の土地をどうするか、またどれだけの減歩負担をお願いするかを決める作業で、区画整理事業を進めて行く上で最も重要な作業であり、皆様方のご理解とご協力なくしてはできません。

今後、組合員の皆様方と相談を重ねながら、私を始め役員全員で知恵を出し合い、区画整理の目的である、「安心」「安全」「快適」なまちづくりの達成に向け、誠心誠意努力して参りますので、よろしくご支援の程、重ねて申し上げ、理事長就任の挨拶とさせていただきます。

一宮大木土地区画整理組合 理事長 田 中 將 雄

## 12月4日（土） 総代選挙を行います

組合の役員構成が決まりましたが、組合員皆さんの意見を反映し、組合が事業を行っていく上で必要な事柄の議決機関としての総代さんを選挙により選出していただきます。総代選挙の日程については以下のとおりですのでよろしくお願い致します。

### 《選挙の日程等》

1. 選挙の期日 平成16年12月4日（土）
2. 選挙の時刻 午前10時から午後1時まで
3. 選挙の場所 大木コミュニティセンター会議室（1階）
4. 選挙する総代 所有権者が選挙する総代55名
5. 選挙人名簿の縦覧
  - （1）縦覧期間 平成16年11月19日（金）から  
平成16年11月24日（水）まで
  - （2）縦覧場所 一宮町役場都市計画課内
  - （3）縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

土日祝日も平日どおり行います。

※選挙に欠席される場合は「委任状」を組合へご提出願います。

詳しくは総代選挙の通知、総代選挙についての説明をご覧ください。

## 街区測量についてのお知らせ

事業の手始めとして、換地設計準備のため街区測量を今月末頃から行います。この測量は平面計画で描いた道路計画等を現地におとし、公共施設（道路、公園等）や街区の面積を確定するための測量です。この測量調査のため、測量業者の調査員が調査等で敷地内へ立ち入ることがありますが、居住者の方々のご迷惑にならないように進めてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

測量の期間 平成16年11月下旬～平成17年2月頃  
測量業者 (財)愛知県都市整備協会

### <区画整理一口メモ>

#### 街区測量とは？

街区測量とは「街区の設計で定めた位置、形状に基づき、道路の中心点、街区点の辺長及び座標を定め、これを現地に表示（杭打ち）して、街区及び公共施設用地の位置、形状、面積を確定する測量」をいいます。

#### 街区とは？

街区とは「道路等の公共用地に囲まれた一団の土地」をいいます。

土地区画整理辞典より

## 土地の権利の異動の届出について

定款第85条の規程により、下記の事由により宅地及び建物等に関する権利に異動を生じたときは、当事者双方連署して組合にその旨を届け出てください。

- (1) 土地を売買した場合
- (2) 相続、贈与等により所有権を移転した場合
- (3) 地目を変更した場合
- (4) 抵当権、地役権、その他の権利を設定または解除した場合
- (5) 土地を分筆または合筆したり、地積の誤りを訂正した場合

# 土地区画整理法第76条の許可申請について

区画整理地区内の建物その他の工作物の新築、改築、若しくは増築等については、土地区画整理法第76条第1項の規定により許可が必要になります。以下の行為を行われる場合は着手前に必ず組合へ申請書を提出してください。

- (1) 土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更  
例) 極端な土地埋立、掘削等
- (2) 建築物、工作物、(塀、擁壁等)の新築、増築、改築等を行う場合
- (3) 移転の容易でない物件を5トン以上たい積する場合

この許可は、今後組合が行う換地、工事に支障になるのか、ならないのかを審査するもので、許可を受けずに作られた場合、換地、工事に支障になっても補償は一切されませんし、原状回復又は移転、除却を命ぜられることがありますので、必ず許可を受けてください。

また、建物、工作物等について、工事前に造られたとき、計画道路の高さがまだ決まっておきませんので、せっかく造られても道路工事のときに造り直さなければならない場合もあるかと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

## 区画整理だよりについて

この度、一宮大木土地区画整理組合からの情報紙として「区画整理だより」という名称で第1号を発行いたしました。

今後も組合員の皆様への情報提供のひとつとして活用して参りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(連絡先 一宮大木土地区画整理組合事務所 (一宮町役場都市計画課内) TEL0533-93-3116)